

COTOHA Voice Insight バッチプラン 利用規約 【現改比較表】 2025 年 8 月 1 日現在

～2025年8月31日

2025年9月1日～

第1章 総 則 (略)

第2章 契約

第1条～第3条 (略)

(申込みと承諾)

第4条 本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、新規申込書に所定の内容を記入、及び捺印した上で当社に提出することにより申し込むものとします。

2 申込期限はご利用開始希望日の 10 日前です。ただし、年末年始等対象外の期間があります。

3 当社が申込みに対して承諾した時をもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下「本契約」といいます。

4 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。

(1) 申込者が日本国内に住所を置く法人（法人に相当すると当社が認めるものを含みます。）でないとき

(2) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき

(3) 本サービスの申込者が当社の提供するサービスの料金又は手続に関する費用等の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき

(4) 第1条（許諾の範囲）に定める本サービスの許諾の範囲を逸脱した利用及び第26

第1章 総 則 (略)

第2章 契約

第1条～第3条 (略)

第4条 削除

<u>条（契約者の義務）に定める契約者の義務に違反するおそれがあると当社が判断したとき</u> <u>(5) 本サービスの申込者が第 13 条（利用停止）に該当するとき、又は該当するおそれがあると当社が判断したとき</u> <u>(6) 申込書に事実と異なる内容の記載がなされたとき</u> <u>(7) 契約者が当社の指定するネットワークサービスを利用していないとき</u> <u>(8) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき</u> <u>5 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第 3 項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。</u> <u>6 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。</u>	
第5条～第10条（略）	第5条～第10条（略）
第 3 章～第 7 章（略）	第 3 章～第 7 章（略）
別紙（略）	別紙（略）

	<u>附則（令和 7 年 7 月 25 日 C A S 1 サ 000400008290-01 号）</u> <u>（実施期日）</u> <u>1 この改正規定は、令和 7 年 9 月 1 日から実施します。</u> <u>（経過措置）</u> <u>2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u> <u>3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u>
--	---